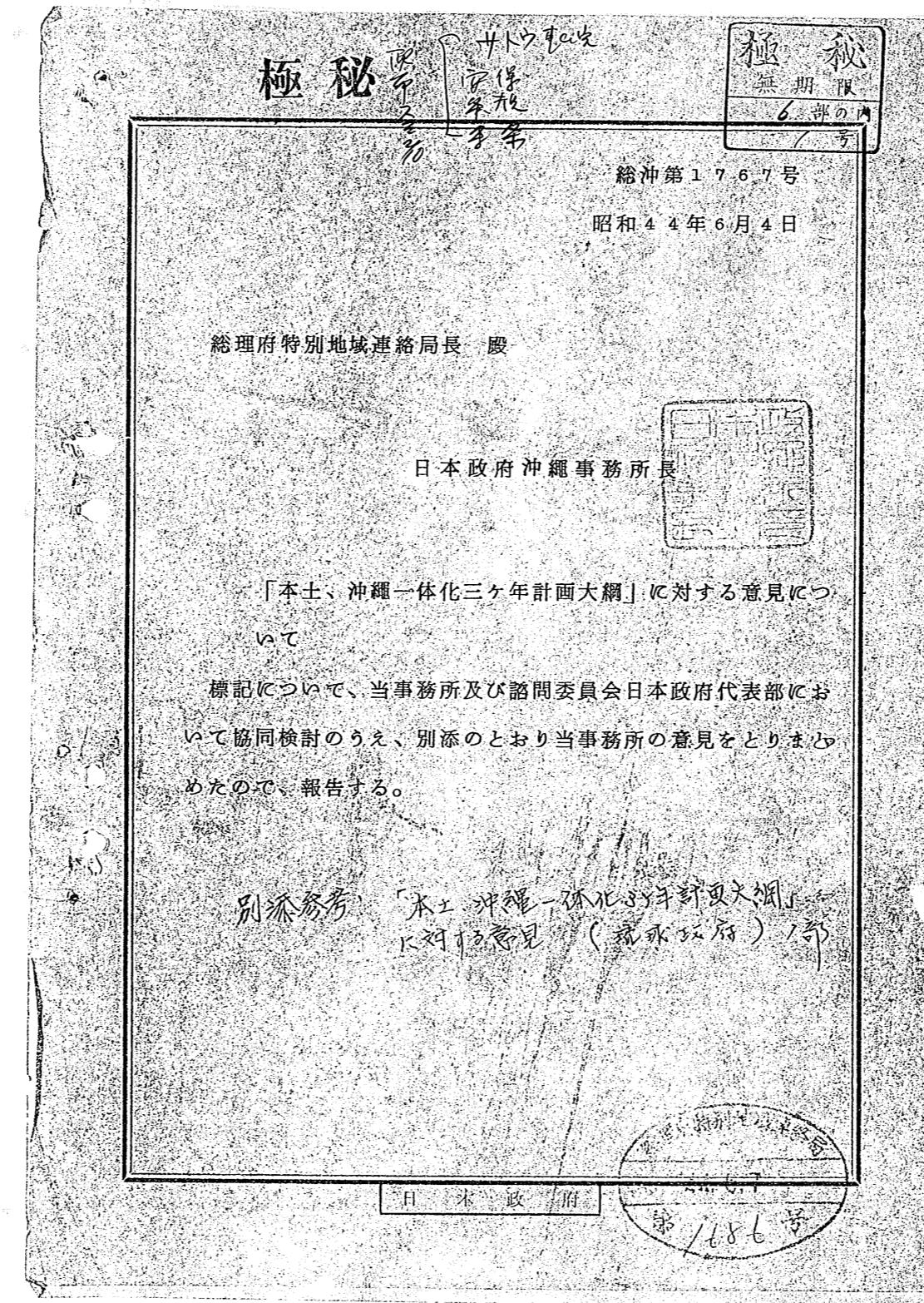


琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第5巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 沖縄と本土との民政上の格差, 人工衛星追跡, 沖縄電波追跡所 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43631

一休化三九年
計画



4.4.5. -0

一体化三ヶ年計画大綱に対する意見

「本土、沖縄一体化三ヶ年計画大綱」については、琉球政府の意見をも参考としつつ、当事務所及び諮詢委員会日本政府代表部において協同で検討をすすめてきたが、とりあえず、制度面における一体化について意見をとりまとめたので、報告する。公共施設等の整備については、先に述べた総括的意見の方針につとり、琉球政府で資料を作成中であるので、それを入手次第当事務所の意見をそえて進達することといたしたい。

別添の「長期経済開発計画策定の基本的考え方」は、琉球政府の作成したものであるが、同政府の了承を得て送付するので、経済の振興をとりまとめる上での参考とせられたい。

制度面における一体化

(本土、沖縄一体化三ヶ年計画大綱のうち)

一 施政権返還後に措置するもの

- 1 施政権返還後若干の期間を限り本土の制度の特例を設けるべきもの
 - (1) 国費自費留学制度を復帰後、若干の期間存続し定数を漸次減少する。(琉政から要望あり。)
 - (2) 保健所業務として復帰後も診療業務を継続する。(琉政からも要望あり。)
 - (3) 本土法上は資格のない医師、歯科医師の免許について特例を設け介護、歯科介護による軽易な医療行為を暫定的に認める。(琉政からも要望あり。)
 - (4) 自動車損害賠償保障制度について本土の制度にはない損害賠償制度を存続する。(琉政からも要望あり。)
 - (5) 沖縄の経済的混乱をさけるため、物品税、消費税その他最小限の税制の特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
 - (6) 急激な米価の引上げ及び米の供給体制の混乱をさけるため、本土の食糧管理法のうち特定の規定の適用を暫定期に延期する。(琉政からも要望あり。)

日本

(1)

政府

(2)

- (7) 砂糖消費税の適用につき特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
- (8) 農地法について買収権限、権利移転制限、転用制限等の規定の暫定的適用延期の特例措置を講ずる。
- (9) 農業災害補償制度の対象として、きび及びバインを加える等の特例措置を講ずる。(琉政から要望あり。)
- (10) 法曹資格につき暫定的な特例措置を設ける。(琉政から要望あり)
- (11) 結核予防法における指定医療機関として、沖縄の民間診療所を適用除外すること及び予防接種の対象から B.O.G の実施を除外する等の特例措置を講ずる。(琉政からも要望あり。)

2 行政の性質上、施政権返還時に(時までに)本土との格差是正が完了しなくとも施政権返還に特段の支障のないものを例示すれば次のとおりである。

- (1) 後期中等教育の拡充整備
- (2) 大学教育の充実
- (3) 社会教育の充実
- (4) 私学の振興
- (5) 体育スポーツの振興
- (6) 青少年対策
- (7) 消費者行政
- (8) その他助長、振興行政

二 施政権返還時に措置するもの

1 本土との制度の相違はあるが、施政権返還まではそのままにして施政権返還時に本土法令の適用により措置すべきもの

(教育)

(1) 市町村教育区を廃止し、市町村教育委員会制度に関する本

土法を全面適用する。(琉政も返還時を希望)

(2) 教育公務員に関する身分取扱い及び共済に関する制度につき本土法を全面適用する。()

(3) 私立学校教職員共済制度を適用する。(本土組合と直結を希望)

(社会福祉)

(5) 生活保護事務を市へ移管し、生活保護の決定、実施の事務を市が設置する福祉事務所に担当させる。

(6) 母子保健制度を適用する。(70年度立法勧告、71年度法施行)

(7) 婦人保護制度を導入する。()、(72年度婦人相談所開設)

(8) 優生保護法を適用し、優生手術、人工妊娠中絶、受胎調節の指導を行なう。

(産業経済)

(9) 渔業関係法を適用する。

(10) 渔業調整委員会制度を導入する。

(11) 林業普及関係法令の適用により林業を振興する。

(12) 水産改良普及関係法令の適用により水産を振興する。

(13) 指定漁業、遠洋漁業の規制及び許認可を適用する。

(14) 鉱業法を適用する。

(15) 土地建物業法を適用する。

(16) 砂防法を適用する。

(労働)

(17) 労使関係制度につき、労働関係調整法を適用する。

(18) 労働条件に係る制度を適用する。

(19) 最低賃金制を適用する。

(20) 中小企業退職共済制度を適用する。

(21) 地方公営企業労働関係法を適用する。

(22) 身体障害者雇用制度を適用する。

(運輸、郵政)

(23) 航空関係法規を適用する。

(24) 内航海運業法を適用する。(琉政からも要望あり。)

(25) 船主責任相互保険制度を導入する。(琉政も返還時を希望)

(26) 自動車登録、自動車安全検査、抵当制度を適用する。()

(27) 積立郵便貯金制度、定期郵便貯金制度、定額小為替貯金制度、

郵便振替制度を導入実施する。

- (28) 郵便配達度数を増回し、速達制度を導入する。
- (29) 超短波放送の使用周波数と技術方式を調整、決定する。
- (30) 簡易生命保険制度を導入する。

(資源エネルギー政策)

(農林水産政策)

2 施政権返還時に経過措置を必要とするものはおおよそ次のとおりである。

(1) 地方公共団体の設置、廃止

- ア 沖縄県の設置
- イ 市町村の設置
- ウ 教育区の消滅

(2) 選挙により選ばれる公務員の地位

- ア 国会議員（国政参加による代議員）
- イ 県知事及び県議会議員主席、立法院議員
- ウ 市町村長及び市町村議會議員
- エ 中央、区、市町村教育委員（任命制へ切替え）

(3) 琉球政府の行なつた行政行為の効力

- ア 許可等の効力
- イ 認可の効力（例 外資導入の認可）
- ウ その他の行政処分（例 資格免許、登記、登録）

(4) 裁判所の行なつた判決、刑罰の効力

- ア 民事訴訟（訴訟行為、裁判処分その他の手続上の行為）
- イ 刑事訴訟（判決、刑罰の効力）
- ウ 行政訴訟

(5) 職員の身分の引継ぎ

<p>ア 国政事務に従事する職員 イ 県政事務に従事する職員 ウ 市町村事務に従事する職員</p> <p>の身分の引継に関する服務</p> <p>規則、格付け、給与法、恩給、退職手当、共済制度の適用</p> <p>エ 人員削減に伴う措置（退職手当法、失業保険法の適用）</p> <p>(6) 通貨切替に伴う措置</p> <p>ア 交換比率、交換期間</p> <p>イ 交換事務取扱機関</p> <p>ウ 債権債務の切替</p> <p>エ 資本金、株式の額面額、出資口数等</p> <p>(7) 国県有財産の引継ぎ</p> <p>ア 米国の管理する旧国有財産を夫々日本政府及び沖縄県が引継ぐ</p> <p>イ 米国の管理権の行使として行なわれた譲渡、賃貸、その他 の処分の効力</p> <p>ウ 管理の費用の負担及び果実の帰属</p> <p>エ 基地に使用している旧国県財産に関する措置</p> <p>オ 検討すべき布令布告等</p> <p>(A) 財産の管理（米国海軍軍政府布告第7号）</p> <p>(B) 軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償（米国民 政府布告第26号 1953.12.5）</p>	<p>(o) 1950年7月1日から1952年4月27日に至るまで 米軍政府によつて使用された琉球八私有地の賃貸契約及び借 地料支払いの履行権限（米国民政府布令第105号 1953.3.23）</p> <p>(p) 土地収用の補償合支払手続（米国民政府布令第110号 1953.4.10）</p> <p>(q) 軍用地内における不動産の使用に対する補償（米国民政府 布令第120号 1953.12.9）</p> <p>(r) 市町村非細分土地の登記について（米国民政府布令第146 号 1955.6.9）</p> <p>(s) 米合衆国土地収用令（米国民政府布令第164号 1957. 8.23）</p> <p>(t) 土地の調査又は測量のための立入権限（米国民政府布令第 171号 1957.6.25）</p> <p>(u) 暫定借地権の取得（高等弁務官布令第18号 1959. 1.13）</p> <p>(v) 琉球列島米国土地裁判所の設置について （高等弁務官布令第19号 1959.1.21）</p> <p>(w) 米国が権利を保有又は取得する土地に関する登記について （民政府指令第3号 1959.7.14）</p> <p>(x) 日本国具有森林地の管理について （高等弁務官指令第2号 1962.4.12）</p>
<p>(9)</p>	<p>日本 政府</p> <p>(10)</p>

(8) 米国資産の引継ぎ

ア、米国の対沖縄財政援助投資のうち日本政府が返済するもの
の範囲を決定するため検討すべきもの

(琉球政府予算に計上したもの)

プライス法による援助

ガリオア、エロア資金による援助

米民政府一般資金による援助(油脂納付金)

余剰農産物による援助

(米国政府の直接執行したもの)

軍事施設への投資

電力、水道、道路、港湾、橋梁、下水道、土地造成その

他の公共施設への投資

イ、沖縄に流通しているドルの回収と扇属

ウ、施政権返還後日本政府が提供する基地の施設、区域に関する土地使用料その他の経費の負担

日本 政府

(11)

(12)

三 施政権返還までに措置すべきもの

1 布令布告等のうち基地維持に密接な関係があるので施政権
返還までに地位協定との関連において検討すべきものは次の
とおりである。

現 行 布 令 布 告 等	地 位 协 定	(4) 琉球列島における航空輸送規則 (行政命令第11326号) 第6節	関連する条項なし
(1) 琉球列島の管理に関する行 政命令(行政命令第107 ・13号 1957.6.5) 第1節 第2節 第10節 第11節	第3条 第17条(第10項を除く) 第18条第9項、第10項 第14条第8項 (関連する条項)なし	(5) 琉球列島における航空輸送 (高等弁務官布令第62号 1967.3.22) 第2章第1節	第5条第1, 2項 第6条
(2) 刑法並びに訴訟手続法典 (米国民政府布令第144号 1955.3.16) 第1部、第2部、第2章、第6章	第17条	(6) 琉球列島商船出入管理令 (米国民政府布令第131号 1954.3.11) 第1節	第5条
(3) 琉球列島出入管理令 (米国民政府布令第125号 1954.2.11) 第4章 第10条	第5、9条、第14条第5項(a)(b)	(7) 通信事業 (米国民政府布令第128号 1954.2.19) 第1条	第6条、第8条、第21条
		(8) 琉球電力公社の設立 (米国民政府布令第129号 1954.2.26)	第7条
		(9) 米国民政府、刑事裁判所 (高等弁務官布令第8号 1958. 9.4.)	第7条

日本 政府

(13)

(14)

(1) 個人所有に係る自動車の公道通行 税支払 (米国民政府布令第126号 1954.2.15)	第10条、第13条、第6項 第14条、第6項	(16) 琉球人被用者に対する労働基準及び 労働関係令 (米国民政府布令第116号 1953.8.18) 第12、13条 第13条、第14条、6項、7項	第12条、第4.5.6.7項 第1.4条、第3項(h)
(17) 琉球所得税 (米国民政府布令第114号 1953.7.21) 第1条、第2条a項、c項、第3条	第13条、第14条、6項、7項	(17) 公道附近の建設工事 (米国民政府布令第117号 1954.8.25)	(関連する条項)なし
(18) 琉球民警察官の逮捕権 (米民政府布令第87号 1952. 2.23.)	第17条、第5(a)(5)、6(a)、10項	(18) 禁止される又は許可を必要とする示 威行進及び集団行列並びに罰則 (米国民政府布令第132号 1954.4.27)	(関連条項)なし
(19) 琉球人の講話前補償請求の支払い について (高等弁務官布令第60号 1967. 1.10.)	第18条第5,6,7,8項	(19) 施設及び地域の収用手続 米沿岸国土地收用令(布令164号)	(国有財産)国有財産管理法 (民有財産)土地等使用米軍特別 措置法
(20) 琉球列島における外国貿易 (高等弁務官布令第12号 1958.9.12)	第19条、第14条、第3項(e)	(20) 土地使用料 ○ 軍用地域内における不動産の使用に対する 補償 (米民政府布令第26号 1953.12.5)	
(21) 通貨 (高等弁務官布令第14号 1958.9.15)	第20条、第14条、第3項(f)		

○ 土地収用の補償金支払手続

(米国民政府布令第110号 1953.4.10)

○ 軍用地内における不動産の使用に対する補償

(米民政府布令第120号 1953.12.9)

2 琉球政府の行なつてゐる事務のうち米国の同意を得て施政権返還までに日本政府の地方支分部局に引継ぐべきものを例示すれば次のとおりである。

- (1) 檢察に関する事務
- (2) 矯正に関する事務
- (3) 戸籍、登記、訟務、人権擁護、行刑、保護観察その他法務に関する事務
- (4) 国有財産の管理に関する事務
- (5) 關税及びとん税の賦課徴収並びに輸出入貨物の取締に関する事務
- (6) 国税の賦課徴収に関する事務
- (7) 検疫に関する事務
- (8) らい療養所に関する事務
- (9) 農林統計等指定統計に関する事務
- (10) 動、植物防疫に関する事務
- (11) 食糧の管理及び農産物の検査等に関する事務(食糧管理の特別措置との関連を検討)
- (12) 国有林野事業に関する事務
- (13) 海上保安に関する事務
- (14) 気象の観測に関する事務
- (15) 郵政及び電気通信に関する事務

日本

政府

- (16) 職業の安定に関する事務
- (17) 労働基準の監督に関する事務
- (18) 公安調査に関する事務
- (19) 行政監察に関する事務
- (20) 試験研究に関する事務(國の行なうべき試験研究に限る。)
- (21) 陸運、海運に関する事務

3 公社、公庫団体等で施政権返還までに本土の組織との系列化を図るべきものは次のとおりである。

(1) 米国民政府管轄公社については、その管理権を琉球政府に移管しさらに本土の組織に系列化をはかるものとする。この場合米側出資資産、運用益資産の取扱いが問題となる。

ア 琉球開発金融公社は、中小企業金融公庫へ吸収又は沖縄開発基金にきりかえる。

イ 琉球電力公社は、九州電力による買収又は沖縄県営事業とする。県営事業とする場合は電気事業法の特例措置を講ずることとなる。なお、民需要電力の発電送電の開発整備をする。

ウ 琉球水道公社は、県又は市町村の公営企業とする。この場合米軍からの原水の供給をどうするかが問題となるので、民需要の原水確保のための設備投資が必要となる。

(2) 金融機関

ア 大衆金融公庫は、現行業務の内容に応じて中小企業金融公庫、国民金融公庫、住宅金融公庫にそれぞれ分類吸収する。

イ 農林漁業中央金庫は業務内容に応じて農林中金、農林漁業金融公庫への吸収もしくは県信連(農協)、県漁連(漁協)を設立して引継ぐ。

(3) その他の公社等

- ア 沖縄下水道公社は沖縄県公営企業とする。
又は市町村の
- イ 琉球土地住宅公社は沖縄県住宅供給公社とする。
- ウ 沖縄観光開発事業団は県出資の団体とする。
- エ 瑞穂電気公社は日本電気(株)の子会社である。
- オ 沖縄放送協会はN.H.Kの支局とする。
- カ 煙草製造会社はその施設の利用について専売公社が検討する。
- キ 中小企業信用保証協会は沖縄県信用保証協会とする。

(4) 全国組織への参加ないし支部化すべきその他の団体を例示すれば次のとおりである。

ア 教育関係団体

育英会、私学振興会、学校安全会、学校給食会、公立学校共済会、教育長会、学校長会、教育委員長会、P.T.A連合会
その他の教育関係団体、婦人団体連合会

イ 社会福祉関係団体

孤老連合会、傷夷軍人会、外地引揚者協会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、盲人福祉会、身障者連合会、肢体不自由児協会、美容師連合会、理容師連盟、鍼灸師協会、クリーニング組合連合会、赤十字社、退職公務員連盟

ウ 健康関係団体

医師会、歯科医師会、精神衛生協会、療友会、栄養士会、看護協会、肺ガン協会、薬剤師会、公衆衛生協会

エ 農林漁業関係団体

農協中央会、農協連合会、土地改良事業団連合会、畜産会、林業協会、糖業振興会、分密糖工業会、ぶん密糖工業会、漁協連合会、遠洋漁協会(日本漁業漁協連)、水産協会、漁船保険組合、産業開発青年協議会

オ 労働関係

労働金庫、産業安全協会、生産性本部

カ 経済関係

商工会議所、青年商工会議所、琉球工業連合会、経営者協会、中小企業連合会、貿易協会、経済開発研究所、酒造組合連合会、建設産業協議会、設計管理協会、建築士会、木材貿易協会、建材協会、木工業協会、コンクリートブロック工業協会、観光協会、観光連盟、銀行協会クリートブロック工

4 施政権返還までに本土の制度に統合すべきものは次のとおりである。

(1) 各種社会保険の統合

各種社会保険に関する本土法を適用し、本土と同一の給付を行なう。この場合、保険料率の差異による原資不足、積立金の繰り入れ等の問題がある。

ア 国民年金

イ 厚生年金

ウ 公務員退職年金、公務員共済組合

エ 失業保険、船員保険、労災保険

オ 医療保険

(2) 郵政通信関係制度の統合

ア 郵便制度

イ 各種貯金制度（沖縄現行貯金制度のみ）

(3) 法務関係制度

ア 登記制度

イ 供託制度

ウ 戸籍制度

エ 住民基本台帳制度

オ 行刑、保護観察

(4) 統計関係

本土の指定統計その他基本的な重要統計に係るものを統合し、本土と同一の基準で実施する。

5 他の制度の基礎となる事項であるため、施政権返還までに措置すべきもの

- (1) 教育、民生、衛生等に関する琉球政府及び市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとし、併せて税源配分交付税率の引上げを行なう。（琉政からも市町村合併と併行して進める旨の意見あり）
- (2) 琉球政府の組織、予算、定員等を国県事務に応じて区分管理するとともに県政事務を執行する組織体制を都道府県の例に準じて再編するものとする。（琉政からも段階的再編の要ありとの意見あり）
- (3) 琉球政府及び市町村の行財政制度を本土制度に準じて逐次整備し、行政水準の向上と財政運営の健全化を図る。
- (4) 会計年度を本土の会計年度と同一にする。
（各般の問題点を調整し、72年4月から実施が適当との琉政の意見あり）
- (5) 租税制度を本土制度に準じて逐次整備することとし、国県市町村間の税源配分が異なるものは、本土制度に近づけ（県税は政府税に入れておく）ておく。
- (6) 財務会計制度を本土制度と整一化する。（琉政からも行政組織の国県区分との関連で検討するとの意見あり）

(7) 本土政府の琉球政府に対する財政援助の方式を本土の国県、市町村間の財政制度に準じて逐次合理化する。

- (8) 人事交流と研修による行政能力の向上をはかる。
- (9) 選挙法を改正し本土の公職選挙法と同一にする。
- (10) 沖縄と本土の法令制度の一体化を促進し、米国施政の基本法の整理、布告布令等の民立法切替及び指令書簡等の検討を行なう機関として、法制審議会を設置する。
- (11) 本土政府各省と琉球政府各局との連絡を密にし、沖縄県への移行に備えるため、各省が都道府県、市町村を召集して行なう会議に琉球政府関係部局を参加させる。
- (12) 警察制度を本土と整一化する。
 - ア 警察法の民立法化
 - イ 保安警察の運営改善
 - ウ 警察捜査体制の確立
 - エ 警察官の教養訓練
 - オ 警察関係法規の整備
- (13) 民生委員制度を本土の例により創設する。
（琉政71年度立法勧告、72年度法施行）

6 国民に均等な給付を行なうため施政権返還までに格差是正を図るべきもの

(1) 医療保険制度の整備

ア、被用者保険制度（現行医療保険法）を本土の被用者保険制度に準じて現物給付方式の採用、給付内容の改善を行なう。
(琉政において 70 年 7 月から移行予定で立法改正予定)

イ、地域保険制度を本土の国民健康保険制度に準じて創設し、逐次実施する。（琉政において 70 年度立法勧告、71 年度給付開始の予定）

(2) べき地医療対策の充実

べき地診療所の設置、巡回診療体制の確立、患者輸送機関の援助を実施する。

(3) 公的年金制度の実施

厚生年金保険（琉政において 70 年度保険料徵収開始、71 年度給付開始予定）、拠出制国民年金制度（琉政において 69 年 7 月適用開始、70 年 4 月保険料、71 年 1 月給付開始予定）を実施する。

(4) 通算年金制度の創設

沖縄の厚生年金保険、国民年金、公務員退職年金、共済組合公務員共済組合制度相互間の通算制度を創設し、引き続き本土

沖縄におけるこれら公的年金制度相互間の通算制度を創設する。

（71 年度琉政通算年金通則法制定公布予定）

(5) 生活保護基準を逐次本土並みの水準まで引上げる。（琉政計画では 70 年度本土 4 級地の $\frac{90}{100}$ 、71 年度 4 級地の $\frac{100}{100}$ 、72 年度本土基準のとおり相当級地を制定）

(6) 世帯更生資金貸付制度の充実

世帯更生資金貸付制度（福祉資金）を充実し、貸付条件を改善する。

(7) 社会福祉振興事業資金の充実

社会福祉事業振興資金を充実し、貸付条件の改善を図る。

(8) 失業保険制度はすでに本土の制度に準じて整備されているが、相互間の船員保険期間通算を実施することを要する。

（失業保険に關し、琉政では 71 年度法改正により期間通算実施予定）

(9) 軍雇傭離職者に対する特別措置制度を本土の制度に準じて充実する。

7. 布令、布告等を廢止し、施政権返還までに琉球政府の自治権の拡大を図るべきもの

(1) (金融関係)

琉球銀行の設立(米国軍政府布令第1号)

銀行(高等弁務官布令第10号)

金融機関の会計検査施行の責任(米国民政府布令第8.7号)

銀行、銀行業務及び信用供与(高等弁務官布令第3.7号)

上記布令を廢止し、琉銀について米国民政府の保有する株式を民間に売却し、銀行法を民立法として制定する。

(2) (土地関係)

ア 土地所有権(米国民政府布告第8号)

両大東の土地所有権について(米国民政府布告第22号)

を廢止し、土地の所有権の認定証明登記等は、土地台帳法、不動産登記法等によつて行なう。

イ 干瀬の管理について(高等弁務官布令第3.4号)

採掘権及び試掘権の管理(高等弁務官布令第18号)

を廢止し、これらの管理権を琉球政府に移管し、民立法の規制下におく。

ウ 土地の埋立(米国民政府布令第106号)を廢止し、埋立の許可権を琉球政府に移管し、米民政府の許可を要しないことと

する。

(3) (戸籍、登記関係)

永住許可について(米国民政府指令第5号)

琉球列島への転籍(米国民政府指令第6号)

所有者不明土地の登記(米国民政府布令第141号)

市町村非細分土地の登記について(米国民政府布令第147号)

を廢止し、本土の戸籍法、登記法を適用する。

(4) (税制関係)

琉球所得税(米国民政府布令第114号)

法人税(米国民政府布令第115号)

個人所有に係る自動車の公道通行税支払(米国民政府布令第126号)

によつて民立法の税制の特例が認められている外国人に関する税制につき、これらを廢止し、民立法を適用する。

(5) (外国貿易、外資導入関係)

ア 琉球列島における外国貿易(高等弁務官布令第12号)

を廢止し、民立法にきりかえる。

イ 琉球列島における外国人の投資(高等弁務官布令第1.1号)

を廢止し、民立法の外資に関する立法(1968年立法151号)
に一元化するとともに許可方針を本土の外資導入方針に沿つて運営させる。

(6) (労働関係)

琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令
(米国民政府布令第116号)

労務賃金支払委託金に関する布令(米国民政府布令第103号)

労働者災害補償(高等弁務官布令第42号)

を逐次段階的に廃止する方向で検討する。

(7) (渡航管理、出入管理関係)

琉球列島出入管理令(米国民政府布令第125号)

琉球列島商船出入管理令(米国民政府布令第131号)

(ただし、合衆国軍用船に関する規定を除く)

を廃止し、民立法化してその管理権を琉球政府に移管する。

又、琉球住民の渡航管理(米国民政府布令第146号)を廃止し、本土渡航を段階的に自由化する。

(8) (琉球政府の組織等に関するもの)

琉球政府の設立(米国民政府布告第13号)

琉球政府章典(米国民政府布令第68号)

を廃止し、米国民政府の琉球政府に対する指揮監督権を抽象化する。

(9) (その他)

歯科衛生士法(民政府令第32号)

末梢石油製品(弁務官布令第35号)

電気事業法の改正(弁務官布令第46号)

琉球船舶規則(" 第57号)

基金募集の宝くじについて(" 第58号)

麻薬類の取締り(" 第59号)

を廃止し、民立法に切替える。

- 8 沖縄の経済振興のため本土制度との整一化を図るべきものをあげれば次のようになる。
- (1) 土地改良法を本土法に準じて改正し、放牧採草地を含めた土地改良長期計画を樹立する。
 - (2) 農業構造改善事業実施基準を整備する。
 - (3) 本土の開拓営農振興の諸制度に準じた措置を実施する。
 - (4) 畜産の改良増殖品種を決定し、種畜、素牛の生産機構を整備するとともに家畜登録事業に着手する。
 - (5) 輸出入検疫制度及びその運営の簡素化を図る。
 - (6) 農業改良普及制度を本土に準じて整備充実する（改良普及員、専門技術員の一体化を含む。）
 - (7) 肥料、農薬及び飼料の管理制度を整一化する。
 - (8) 植物防疫体制及び病害虫発生予察体制を整備する。
 - (9) 畜産需給計画を本土の計画の一環として策定し、畜産技術の指導体制、飼料の供給体制、消費流通機構を整備する。
 - (10) 沖縄産品の規格を「日本農林規格」「日本農業規格」と整一化する。
 - (11) 沖縄原産商品の枠を拡大し、追加指定を行なう。
 - (12) 沖縄土産についてその輸入をすべて自動承認制とし、関税を免除し、旅行者の携帯輸入品の金額制限の枠外とする等

の自由化措置を行なう。

- (13) 第三国輸出振興のため、輸出貿易手形制度、輸出為替資金貸付制度等を本土の輸出金融、輸出減税等の制度と同一の制度を創設し、JETROの支所を設置する。
- (14) 外国貿易管理制度を整一化するため、輸入許可品目、輸出規制品目の本土との同一化、本土からの輸入制限品目の縮少、関税的物品税の本土関税との同一化を逐次実施し、外資導入方針を本土の方針と一体化する。
- (15) 標準決済規則の弾力的運用により沖縄本土間に普通円取引を認める。
- (16) 中小企業助成制度を本土に準じて整備する。
- (17) 特許制度を導入し、工業所有権が本土沖縄相互間で公正に保護されるよう措置する。
- (18) 観光ホテル、旅行あつせん制度を本土制度に準じて整備する。
- (19) 土地収用法、都市計画法を本土と整一化し、都市再開発の推進を図る。
- (20) 道路法を本土と整一化するとともに道路整備緊急措置法を制定する。
- (21) 長期雇傭計画を策定し、沖縄の雇傭政策と本土求人とを

調整するとともに、職業訓練制度を本土に準じて整備充実し、技能検定制度を創設する。

(22) 産業開発資金融資特別会計と琉球開発金融公社とを一元化する。

(35)

日本

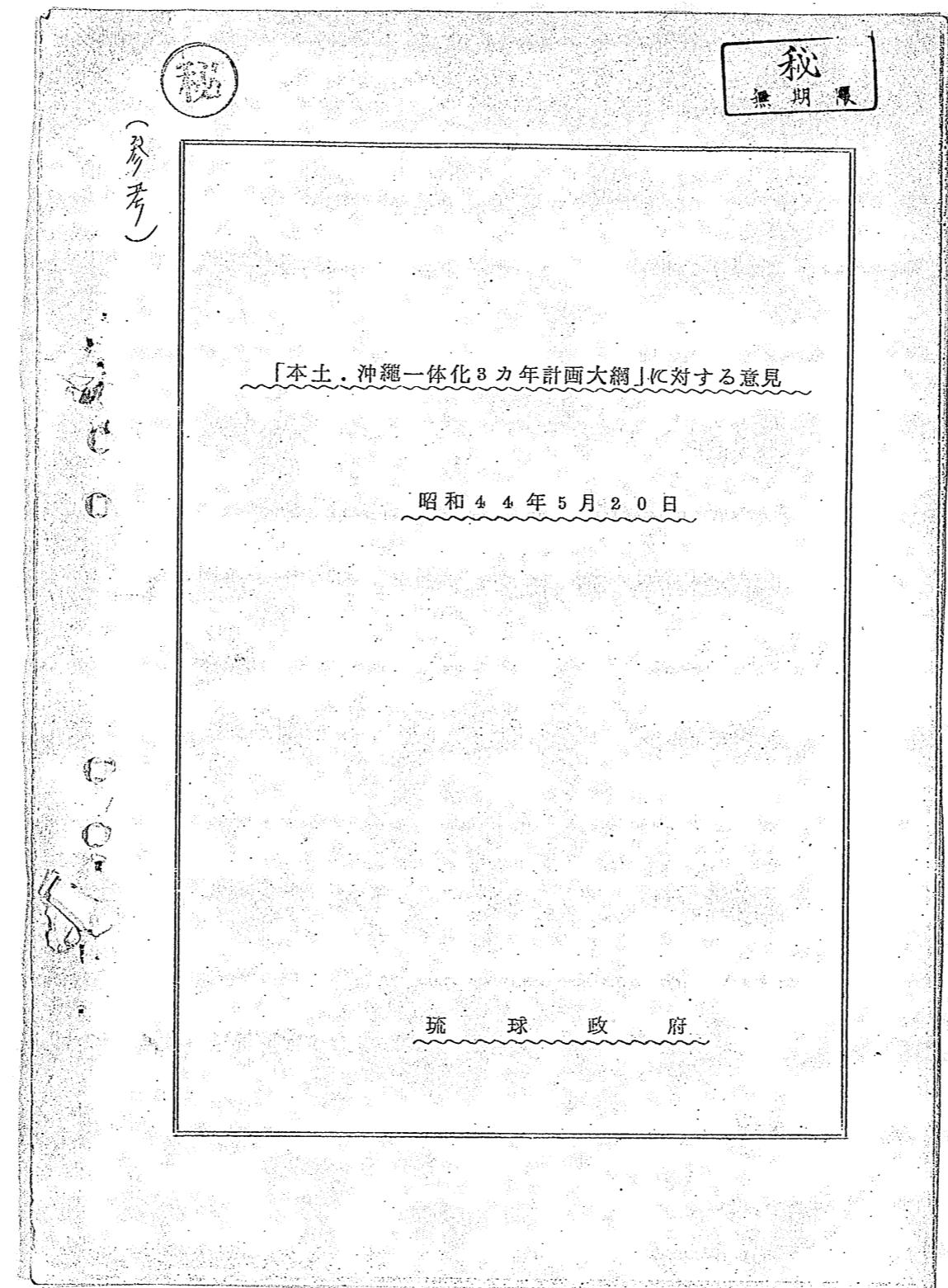
政 府

(36)

9. その他

- (1) 精神薄弱者福祉制度を本土に準じて創設整備する。
- (2) 消防、防災制度を整一化する。
 - ア 消防学校の設置
 - イ 市町村消防体制の整備
 - ウ 消防団員災害補償制度の整一化
- (3) 公害対策（基地公害、その他）関係制度を本土制度に準じて整備する。
- (4) 外国における沖縄船舶保護体制を確立する。
- (5) 海難救助体制を確立する。
- (6) 水先制度について本土と沖縄の相互間で本土船舶と沖縄船舶を同一扱いとする。
- (7) 小学校に引き続き、中学校、高等学校の学習指導要領の改訂を行なう。
- (8) 高校の増設整備と職業高校の再編を行なう。
(産業技術学校の高校化構想を含む。)
- (9) 復帰後国立大学を設置するため琉大の組織、構成の再編をはかる。

(備考) その他本土の制度との相違が軽微であるものについてはそのまゝし、施政権返還時に措置するものとする。



目 次

	ページ
総務局事項	1~6
企画局〃	7~9
統計庁〃	9~12
法務局〃	13~16
農林局〃	17~20
通商産業局〃	21~28
建設局〃	29~32
厚生局〃	33~38
労働局〃	39
文教局〃	41~44
警察局〃	45~46

(総務局)

総 括

44年度～46年度となつてゐるが、44年度は実質的に財政措置がなされていないのは遺憾である。今後、年度別区分を明確にし対応する財政措置も適切になされねばならない。

I 制度の面

1 教育委制度、教育区、教育公務員関係法は、復帰の時点に本土法を適用する。

2 市町村公務員法についても復帰時点に本土法を適用する。

3 市町村職員共済組合長期給付に関する法律および医療給付については、復帰後の経過措置において本土の市町村職員共済組合の県支部として現行法を分離する。

4 政府・市町村間の事務の再配分について

(1) 保健所、福祉事務所等71年度、72年度に50,000人以上の市または市町村の一部事務組合に対して事務を移譲する。

(2) 市町村税制度は政府税の整備に即応して整備改正するも復帰の時点まで現行県税相当税目も暫定的に市町村の税と

する(事業税、不動産取得税)

5 政府行政組織、財政管理の国県区分管理

- (1) 70年度に行政事務区分の調査完了
- (2) 71年度に一部区分
- (3) 72年度に国・県区分

琉球政府の行政実態からいたずらに膨張拡大化にならないよう、また財政負担を明確にすることが先行しなければならない。

6 市町村の行財政制度の整備

- (1) 政府市町村間の事務再配分、市町村合併と併行して進める。
- (2) 税制の改正、負担金、補助金、委託金等政府財政措置の適正化と超過負担の排除。
- (3) 一部事務組合等による広域行政化による整備

7 会計年度を同一にする。

- (1) 行政事務運営の能率化のために促進すべきである。
- (2) 問題点として調整すべきもの

ア 立法院の会期

イ 諸立法の改正

ウ 施政権者である米国会計年度との関係

8 財務会計制度の整一化

行政組織の国県区分と不離一体として検討

9 消防、防災救急、公害制度

- (1) 70年度に準備体制を整える。
- (2) 71年度より制度を整備し実施体制移行。
- (3) 行政組織の改正を伴う。

II 公共施設等の整備

1 消防整備基準の達成・促進

- (1) 70年度から推進するもの（現年度は、類似県等調査）準備体制
- (2) 71年度、72年度で整備

2 環境衛生施設

- (1) 市および市町村の一部事務組合によるゴミ処理、し尿処理施設の促進
- (2) 市町村単独事業としての集落の排水路の整備
- (3) 寄生虫防除施策の充実

3 道路の改良舗装

- (1) 政府、市町村道路、街路等整備 5カ年計画
- (2) 道路整備計画措置法と財政措置

4 公務員研修施設

71年度政府公務員研修所の整備

72年度地方団体等職員研修所の整備

5 幼稚園・保育所

- (1) 幼稚園建設費、運営費の補助率を引き上げる。
- (2) 保育所、児童措置費を引き上げる。
- (3) 71年度、72年度 80%～60%をそれぞれの目標をして推進。

6 市町村財融の強化

- (1) 現在、市町村の財政需要に対応する融資の源資が少なく市中銀行の高利短期債の依存度は高い。
- (2) 疏政資金運用部に対する本土政府の資金運用部資金の繰入れ
- (3) 開発金融公社に対する本土公企業金融公社等の資金の繰入れ等に対する資金量の拡大。

7 市町村合併の促進

市町村行財政水準の向上は合併促進によつてのみ期待される。しかし、疏政の財政力は、新市建設計画推進に不信を抱かれている。そこで、そのためには疏政に対する信頼を挽回して、市町村合併を促進させるためその本土政府の抜本的な財政措置が必要である。

○'70年度 促進協の推進

8乃至4ブロック(10市町村)

- 71年度 合併 2ブロック(8市町村)
○ 72年度 合併 3ブロック(6~8市町村)

III 終戦処理事項

- 1 日米両軍の作戦道路、排水(対戦草壕)および講和前までの道路等改良工事のための漬地保障に対する財政措置。
- 2 作戦目的のためせつ取された国有地の旧地主への払下げの措置。

(企画局)

琉球政府の行政組織、財務管理等を国県事務に応じて区分管理することは、組織拡大と事務量の増加が予想されるので、現時点における区分管理は困難と思われる。

I 経済の振興

1 「経済振興」の具体策検討の際は、本土の新全国総合開発計画および経済計画に組み入れるような措置を行ない、既設の経済圏（プロック）に所属せしめるということではなく、新たに一つの経済圏として設定し、沖縄のもつ、特殊性が十分に生かされるような方向で検討する必要がある。

2 経済開発については、単なる食糧の供給地という立場ではなく、沖縄の特殊性を生かして、東南アジア諸国に対する前進基地、中継基地としての観点に立つて、工業開発、観光開発を中心施策として進める必要がある。

II 离島振興

開発の方向としては、島の実態を明らかにして、各離島の特性に応じた対策を講ずる必要がある。

その対策としては、

- 1 とくに道路、港湾、漁港、空港等の交通施設の整備を推進すること。
- 2 技術的に可能な限り架橋について検討すること。
- 3 電気、水道、通信については、海底送電、海底送水を検討すること。
- 4 第一次産業が離島経済の主体をなしているので、産業基盤施設の整備を推進すること。
- 5 离島のもつ特質を生かして観光の開発を検討すること。

以上の施策を推進するためには、莫大な資金を必要とするので『離島振興事業費』として、本土政府の援助を必要とする。

III 水資源の開発

- 1 地表水、地下水、淡水湖（塩屋湾、羽地内海等）について、総合的かつ科学的に調査する必要がある。
- 2 河川水、地下水については、水基本調査および水調査を実施し、流量および地下賦存量を把握すること。
- 3 淡水湖については、コスト面での可能性を明らかにして、その開発を促進すること。
- 4 水源開発には、高度の技術と莫大な資金を要するので、その

面の本土政府援助が必要である。

5 1969年度は、通産省地質調査所から4人の技術援助をおき、糸満地域の地下水調査および技術指導をうけたが、引き年次的に援助を必要とする。

6 水資源開発に必要な機械器具についても援助を必要とする。

(統計庁)

I 指定統計および重要統計の一体化について

1 みだしの前提として統計の進むべき方向は、

- (1) 国家行政上必要な統計の提供（他府県と同質の統計）
- (2) 沖縄経済開発上必要な統計の提供が考えられる。

2 この場合、復帰を前提とする沖縄の統計体系に関する基本的考え方として次のようにする。

(1) 沖縄の統計体系は、沖縄が復帰してその後の特別措置が完了し、日本の有機的一部として同化してしまうまでは、現在の他府県並みの体系ではなく、一地域としての社会、経済開発計画の策定、実施およびその評価を可能ならしめるもので

なければならない。なぜならば、それまでは、沖縄は一つの社会、経済的に独立、或は、特別の地域単位とし、諸行政が行なわれるからである。

(2) 沖縄の統計体系は、本土のそれとはかなりの相違がみられるが、前述のような条件を満たすためには、本土との比較可能性についての手直しを必要とする場合とか、單なる一元化によつて経費の節減および精度の向上を期待することができる場合（大部分の基本統計はこれに相当する）以外は、現行の体系を充実拡張するのが有利である面が少くない。したがつて、統計に関する限り本土各県と單に等質化することであつてはならない。

(3) 沖縄の特殊事情（地理的条件、人的制約、母集団が小さいこと等）から統計の作成には本土よりも多くの費用（相対的）を要するため、諸行政が沖縄という地域単位で行なわれることに伴つて必要となる統計の作成についても本土政府の協力を必要とする。

(4) 沖縄の復帰後の事後措置のための期間が完了した時点においては、結局、他府県と同一にならざるを得ないという大前提があるため、統計の整備、展開にあたつてはそのつなぎをスムースにするよう配慮する必要がある。

3 統計の一体的実施とは、次の3点を全部満足するか、または一部を満足するものと解する。

その理由は、統計の時系列および地域間の比較性を重視するからである。

- (1) 定義=目的、対象、事項を同一にすること。
- (2) 時期=同時実施を原則とするが、沖縄の特殊事情により、調査の種類によつては異つた時点で実施する。
- (3) 調査方法=センサス類は同一にするが、その他の調査は沖縄の特殊事情により異つた方法をとる。

参考

沖縄の特殊事情としては、次のことが考えられる。

- 1 母集団の狭小
- 2 産業構造の特殊性（軍需、基地経済、キビ、バインの割合が大きい。）
- 3 離島が多い。
- 4 外人世帯、外人商社が多い。
- 5 市町村統計職員が不足
- 6 他府県とは異つて、一国並みの単位で行政が施行されている。

(法務局)

I 制度面における一体化

1 戸籍制度

本土と沖縄の戸籍制度は、これを早急に一元的取扱いをする努力が必要である。

それには

(1) 現在日米疏説問委員会の諮問事項になつてゐる民政府指令

(1954年) 第6号を廃止し

(2) 上記指令第6号の廃止とともに、福岡法務支局沖縄関係事務所を廃止すべきである。

2 旧法戸籍の改製

本土においては、昭和32年法務省令第27号をもつて、昭和33年4月から旧法による戸籍を新法の規定に合致するよう旧法戸籍の改製事が開始されたが、沖縄では新民法の施行が遅れたため、昭和42年7月から本土同様の改製事を開始し昭和45年6月までに第一次改製をおえ、昭和46年6月までに第二次改製を完了する予定である。

上記旧法戸籍の改製によつて、法務支局に保管すべき戸籍副本が急激に増加し、特に第二次改製によつて全員除籍となる戸籍

副本が膨大な量になるため、現在すでに収容能力の限度に達している法務支局の倉庫の狭あいを開拓するため、本土同様戸籍副本をマイクロフィルム化する本土政府の財政的措置を講すべきである。

3 登記制度

(1) 商業登記事務の取扱いに関する本土と沖縄の相違点は、沖縄において商業登記法の立法がなされておらず、非訟事件手続法が適用されていることと、商法の改正がおくれ、本土における昭和41年の改正がまだ行なわれていないことである。

したがつて、沖縄においては、1970年度において商業登記法の立法を実現し、本土と同様に商業登記簿の様式を本土と統一化する必要がある。なお、1971年度において商法の一部改正を行なうことにしておきたい。本土においては、商業登記改製業務に必要な予算措置を講ずる必要がある。

(2) 不動産登記簿と台帳の統一元化の改製作業は1965年に本土に準じて開始し、現在継続中であるが、これが完了まで引き続き予算措置を講ずること。

4 公害対策に関する法制

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安保条約第6条に基づく施設および区域ならびに日本国における合衆国軍

隊の地位に関する協定」に基づく「防衛施設周辺の整備等に関する法律」「土地等の使用等に関する特別措置法」「漁船の操業制限法」「米国軍隊等の行為による特損法」等に準ずる制度が沖縄においても制度化出来るよう措置を講じ、これに要する財政的配慮がなされること。

5. 婦人保護制度

1969年度において、売春防止法の立法を制定し、1971年度に婦人補導院の設置をしなければならないので、これが予算措置を講ずること。

6. 私法法制一般における一体化

法務局所管の機関である法制審議会（現存）を強化拡充して特に民事法関係の専門委員会を設け本土および沖縄の民事関係法令の目録を作成し、復帰時までに必要かつ重要な法規から段階的に立法の制定、改廃を行なうことが出来るよう日琉双方の協力措置を講ずること。

7. 資格免許の一体化

沖縄の法曹資格については、沖縄法曹界の過去24年の実績と貢献（復帰時までには30年近くの年月になろうか）に着目しつつ、法曹人の社会的地位と生活権が無視されることのないよう本土と同一の資格が与えられるよう立法措置を講ずる必

要がある。

II 公共施設等の整備

1. 法令の基準により設置される。

刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、婦人補導院、矯正研修所等の施設は、ただちに整備拡充されるよう予算措置が講ぜられること。

現在の沖縄の矯正施設を本土の矯正施設と比較した場合、人権上看過できない問題が伏在している。

2. 矯正協会、保護司連盟、更正保護会の本土全国組織への加入の措置がとられること。

III 終戦処理的業務

土地調査法による土地調査業務および国土基本図の作成業務は復帰の時点までに完了できるよう継続して予算措置を講ずる必要がある。

(農林局)

I 制度面における一体化

1 漁船損害保障制度について

沖縄においては、漁船保険組合の引受けた元受保険を政府に再保険する制度がないので、琉球政府が特別会計をもつて、再保険し、当該会計に不足を生じたときは、本土政府の援助金を受入れて処理できる方向で整備することが望ましい。

2 動物検疫制度の簡略化について

1969年4月1日から実施に移されているが、一部問題点があるので、これが打開策について、両政府間で引き続き検討される必要がある。

3 農林物資規格の整一化について

ここで問題となるのは、JASによる格付は第三者の検査によらなければJASマークを付することは認められないということである。特に加工食品については、品目ごとの登録格付機関が格付して行なうので、経営規模の小さい沖縄での実施については、今後一層の検討を必要とする。

4 農業災害補償制度について

現在沖縄においては、この制度は確立されていない。復帰時

点において本土農災法の適用を順調に進めるためには、沖縄において農業保険の試験実施を計画することについて考慮を払う必要がある。

II 公共施設等の整備

1 農林漁業の振興施策に即して、各種試験研究機関を類似県並みに整備強化を促進することは望ましい。

2 土地改良、漁港、畜産施設、造林、農林道等の農業基盤施設の整備を強化することは、生産性の向上を期するための基本的課題であるので、これらの具体的整備計画の策定と推進について、積極的な助成策が必要である。

III 経済の振興

1 既存産業の体质強化をはかるための合理化対策の推進、農業生産性の向上のための各施策の推進、およびこれらの資金需要に対応する源資の設定のため、本土産米供与の早期実現をはかる必要がある。

2 農地制度について

農地法における小作地等の所有制限、未墾地等の買収売渡し等の適用については、一定期間延長する措置がなされるとして

も、復帰点において農地法が全面的に適用されることについては、慎重に検討する必要がある。

3. 食糧管理制度について

本土と沖縄における米価の格差が大きいので、復帰時直ちに本土の食管制度を採用することは混乱を招くものと思料される。復帰時の沖縄の米価、国民所得、物価水準を勘案の上、特別措置を講じ、餘々に本土の食管制度を適用することが望ましい。

4. 土地改良法について

(1) 土地改良事業の採択基準、受益負担金等は、本土と相違している。復帰後の混乱をさけるため、一定期間、特別措置を講ずる必要がある。

(2) 土地改良事業等の補助率は、高率で、しかも本土より有利である。しかるに復帰後即時本土法による補助率の適用を受けるとなれば、事業の遂行上、混乱を招くおそれがあるので特殊地域（北海道なみ）としての措置が要請されなければならない。

(通商産業局)

I 制度面の一体化

3 産業経済

(2) 沖縄産品の規格について

「工業所有権制度」の整一化も併せて図る必要がある。

追加事項

(1) 本土以外の第3国への沖縄からの輸出に本土の輸出金額及び保険の二制度を本土制度の例により創設する。

(2) 沖縄原産の物品及び本土産原材料で加工した物品の本土向け輸出については、すべて自動承認制による取扱とし関税の免除措置をとる。

沖縄が本土以外の国から輸入する原料を加工して本土向け輸出する場合に限り、従来の南西諸島物資の個別指定方式とする。

(3) 沖縄の企業育成のため、本土産品の沖縄向け競合品目の輸出について適切な国内措置をとる。

5 公益事業（運輸、通信）

(1) 本土及び沖縄の水先制度について、本土及び沖縄の水先制度を同一化し、港湾における本土船舶と沖縄船舶の取扱いを

同一にすることは、相互の海運振興の観点から必要なことである。

この場合、米軍港湾規則（高等弁務官）による那覇港における拘束を除くことが必要である。

(2) 自動車登録、抵当制度については、車両の検査と一体となって流れ作業化される。適用法規は同じであるが、沖縄の場合、車両の検査を民間に委託しており、これを本土に準じて政府機関において行なう体制と優良自動車整備事業者制度の確立が必要である。

自動車損害賠償保障制度については、物的損害賠償は沖縄法にあるが、本土法ではない。また再保険制度、自家保険制度、自動車損害賠償責任共済制度が沖縄法ないので、法の改正が必要である。

追加事項

郵政事業、気象業務、航路標識業務（特に灯台）等については、可及的速やかに本土政府の同業務に吸収することが必要である。

6 行財政

(6) 租税制度の本土並整備については、沖縄経済振興の基本的方向とそのための具体的施策との関連で進めるべきであり、

沖縄の企業が不公平にとりあつかわれる措置はさけるべきである。

(18) 資格試験及び免許資格の一体化について

さしあたり海技従事者免許、航空従事者免許、自動車整備士免許等について特別措置法令の整備により早急に実施する必要がある。

II 公共施設等の整備

1 法令等により整備基準が示されているものについて、当該基準により整備を図るもの。

(4) 海員学校の施設設備品

船舶の大型化、急増に対応する一般船員の需給緩和、技術革新に伴う一般船員の技術教育の必要性等の観点から人間教育養成が急務であるのが、これの効果を上げるために施設設備品の整備は急を要することで日政経済援助の十分な資金を期待したい。

(6) 航路標識

航路標識は国際的に統一されていること。又、管理に当り、その国際信義を問われることから、航路標識の整備は必要なことで、整備について日政経済援助の十分な資金を期待すると共に一県並の財政規模による管理面の支出についても問題があるので、運営費についても同様な援助が必要である。

3 沖縄の社会経済の特殊性に応じ整備を図るもの。

(8) 空港

那覇国際空港（民航地区）の整備については、長期計画を樹立し、その第1次計画として、1969年度日政、米国援助（250万ドル）により既に工事開始の段階にあり、197

0年度も日政、米国援助(300万ドル)が予定されているが
他の地方空港についても同様に整備拡充の必要がある。
なお整備、完成後の技術的分野、運営等について、継続して指導援助が必要である。

(16) 電力開発について

現在、沖縄県民の電力需要はガリオア資金で建設された米国民政府機関の琉球電力公社の電源から供給されているが、これは米軍との共用施設であるため、種々問題があり速やかに同公社を民間に移管するか又は移管が困難であれば公社の民営のみを分離し、民間の独自の電力開発が必要である。

III 経済の振興

3 当面の経済振興方策として、この項で述べた産業基盤の整備促進と相まち次の施策を推進する。

(5) 中小企業高度化資金を含める。

(7) 海運業の振興を図る

沖縄の海運業は国際競争力を培うための体力造りが必要でこのため ① 資金手当 ② 税制上の特別措置の施策が望まれる。特に資金手当については、開港の資金とかつ現状から変則的な輸出入銀行に頼っているが、産業開発資金源資である日本政府経済援助の増により充分なる造船枠の確保が必要でしかも長期低利的の融資条件が望ましい。

日琉航路については、復帰後内航となることを考慮し、航路運賃同盟の秩序を維持しつつ、公正な競争条件のもとで需要に適合した船腹を供給するため、新造船資金については、産業開発資金による融資、又は本土の船舶整備公団の融資業務の沖縄への適用を検討すべきである。

なお、造船施設については船舶の鋼船化に対応する建造施設、修理施設の強化拡充のための所要設備資金融資の道を開くことが必要であり、あわせて本土からの技術指導、援助を促進する必要がある。

IV 船主責任相互保険制度について

本土の船主相互保険組合法と同様な法律を沖縄に適用することは、現在の沖縄の運搬船共済会の保険引受条件と比べ条件が悪化するので、直ちに適用は困難であり、別途対策を立て、遂行移行することが必要である。

その他バス企業については、沖縄における長距離大量輸送機関として、その施設（車両、ターミナル等）、運営の強化により効率的にその機能を発揮できるよう公共投融資、その他の施策を強力に推進する必要があり、そのため、本土政府の経済的技術的援助を要望する。

(8) 財政投融資について

ア 電気事業者に対する長期低利融資については、現在その制度がないので、財政投融資による措置を考慮する必要がある。

イ 本土米の壳渡代金を源資とする開発資金は、工礦業開発資金にも充当する。

追加事項

(9) 臨海工業化（自由貿易地域制度の拡充問題も含めたかたちでの）のため調査及マスタープランの作成

(11) 既存企業の体质改善のための業種別の実態調査の実施及び本土との比較分析の実施。

(建設局)

I 制度面における一体化

1 制度面における一体化については第1期第2期第3期のそれそれに措置すべき範囲を確定し、第1期については優先順位を付して検討されるべきである。

2 制度面の一体化の検討に当つては次に

(1) 県民福祉を最優先して検討されるべきである。

(2) 第3期において相当期間に亘り沖縄の特例を考慮すべきものを確定し、これらについては第1期より政策的な配慮を払う必要がある。

(3) 沖縄の社会、経済及び地位の特殊事情から困惑を起す恐れるものについては第3期において措置するものとする。

(4) 上記以外の事項については本土並とする。

3 制度面における一体化にあたつては沖縄事務所と同意見但し

(1)については国県事務の区分、琉球政府と市町村との事務配分等による財政負担については充分に考慮を払うべきである。

4 第3期以後に措置すべき事項については第2期の経過措置において沖縄の社会経済及び地位の特殊事情を充分勘案して検討すべきである。

5 都道府県に対する交付税方式に準ずる財政援助だけでなく、20余年も本土行政より分離されたが故におこつた較差を是正する為の特別な財政上の補助措置を配慮する必要がある。

II 公共施設等の整備

1 法令等により整備基準が示されているものについては、当該基準と沖縄における整備状況とを対比し、当該基準にまで引き上げるものとするが沖縄の法令等により整備基準が示されていないものについても運用によつて措置できるものは本土の整備基準にまで達するようすべきである。

2 沖縄事務所の意見と同意見であるが「類似県」を「類似県等」に改める。(類似県に限定されることをさせたい。)

3 沖縄の社会、経済及び地位の特殊事情に対応する特別の整備を図るべき公共施設については「三 経済の振興」との関連を配慮しつつ次の事項も勘案のうえ具体的な整備計画を策定し、それに要する経費を算定すべきである。

(1) 公共工事の援助については用地、物件等の費用も含めるものとする。

(2) 沖縄で採用されている補助率及び補助制度についてはこれを採用する。

(3) 沖縄の特殊事情の一つとして、戦時中又は戦後日本軍及び

米軍が正当な補償をせずに潰した道路敷地については返還時
までにその補償を財政援助の一環として措置すべきである。

(厚生局)

I 制度面における一体化

2 社会保障

(1) 母子保健制度を本土の例により創設する。(初年度)

1970年度立法勧告 1971年度法施行

(2) 精神薄弱者福祉制度を本土の例により創設する。(初年度)

1970年度(1969年5月立法勧告)

1971年度 精神薄弱者更生相談所建設

1972年度 (1) 全上開所

(2) 精神薄弱者接護施設建設

(3) 婦人保護制度を本土制度の例により創設する。(初年度)

1970年度 法務局で売春防止法制定立法勧告

1971年度 婦人相談所の建設(厚生局)

1972年度 全上開設

(4) 民生委員制度の創立(第2年度)

1971年度 立法勧告

1972年度 法施行

(5) 社会福祉関係機関及び団体等の全国組織への参加ないし支

部化を逐次実施する。

(6) 医療保険制度の整備

ア 被用者保険制度

1971年度 現行医療保険の現金給付制度を1970

年7月から現物給付制度へ移行するための法の一部改正(2年度)

復帰までは本土被用者保険に準じて諸制度を(給付内容)整備する。

イ 地域保険制度を本土の国民健康保険制度に準じて初年度に創設し、第2年度以降逐次実施する。

1970年度 国民健康保険法立法勧告 1970年法施行

1971年度 国民健康保険法給付開始(規則委任

1970年7月~12月)

(7) 厚生年金制度

拠出制国民年金制度を初年度から施行し第2年度から給付を開始する。

ア 厚生年金 初年度(70年度)適用、保険料徴収開始
2年度(71年度)給付開始 1970年1月1日

イ 拠出制国民年金制度

初年度 1969年7月1日適用開始

1970年4月1日保険料

2年度 1971年1月1日給付開始

(8) 年金制度の通算制度（沖縄内の通算及び本土沖縄間の通算）

を本土における通算制度の整備に即応しながら創設する。

1971年度 通算年金通則法制定公布

(9) 結核予防法、精神衛生法を本土法に準じ逐次整備する。

ア 結核予防法については、現在の無料診料、収容が有料となることその他の制度との関連から一体化計画は充分検討を必要とする。

(10) 原爆被爆者保護制度を本土と整一化する。（初年度）

ア 本土法に準じて施行されている。現在（原子爆弾被爆者の医療等に関する実施要綱）（原子.....に対する特別措置に関する）

(11) 保健所業務を逐次拡大する。（初年度）

1971年度（2年度）国、県業務及び経費分担の確立

(12) 本土、沖縄間の検疫制度を逐次簡略化する。

検疫官の配置、施設整備

II 制度の格差是正（局捲入）

(1) 生活保護

1970年度 本土4級地の $\frac{90}{100}$ 基準で実施。

1971年度 本土4級地の $\frac{100}{100}$ 本土基準並みで各扶助実施

1972年度 本土基準のとおり相当級地（同水準）を制定して実施

- (2) 児童福祉 1972年度までに、本土制度を同水準に
(3) 身体障害者福祉 もつていく。（更生援護、収容施設建設、
(4) 老人福祉 相談指導、その他の福祉対策）
(5) 失業保険関係諸制度を本土の諸制度に準じて整備する。

1971年度（1970.7.1）失業保険法一部改正により、
期間通算制度の創設により。（給付制度上の格差は無くな
る。）

(6) 労災保険制度を本土制度に準じて整備する。（2年度）

1971年度

- 1 5人未満、労基法第8条第1項第1号から5号までの強制適用
- 2 第一種障害補償費並に第一種障害給付拡大
- 3 遺族補償の年金化
- 4 賃金（基礎）額のスライド制

1972年度

- 1 全面適用

2 労災保険事務組合の設立

(一体化6頁)

6 行財政(行財政一般)

(1) 琉球政府及び市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとする。

国民年金、国民健康保険法の制定施行に伴い配分する。

保健所業務の配分(公衆衛生)

(2) 琉球政府の行政組織、財政管理等を国県事務に応じて区分管理するものとする。(第2年度)

らい療養所、結核療養所、福祉事務所、相談所、社会保険事務所等、その他福祉関係収容施設等を区分し1971年度で整理する。

(4) 公務員制度を本土公務員制度に準じて逐次整備する。(共済制度(医療保険を除く。)の整備。市町村公務員法の創設等。)国家公務員共済制度、地方(県)公務員共済、市町村、公社等については(現行)被保険者基盤(人数)の関係で分離せず現行制度で復帰する。

(4) 公害対策関係制度を本土の関係制度に準じて逐次整備する。

1970年度 放射能測定 厚生局部門のみ

Ⅲ 公共施設の整備

2 類似県並み、同種施設水準達成整備

(1) 生活保護施設、社会福祉職員の配置から~(10)検疫施設、

(12)身体障害者職業訓練所、

年次計画で1972年度までに整備する。

3 沖縄の社会経済の事情の特殊性に応じて、整備を図るもの。

(3) 保育所 (4) 病院・診療所

年次計画で1972年度までに整備する。

1971年度では、診療所を政府立病院特別会計から外し一般会計で経理し、無医地区へき地医療対策をすい進する。

(労働局)

- 1 労働六法は本土とほとんど同様に整備されているので「制度の創設・整備」という表現は何を意味するか明確でないので、特に意見をはさむことができないが、運営面の充実をはかる同様に考える限り計画のとおりでよい。
- 2 職業関係諸制度（職業三法）及びその運用面については、一應本土同様になつておあり、かつ若年労働力を中心とした本土・沖縄間の広域職業紹介を実施する形で、すでに一体的運用がなされているので、これに伴う職業安定機能、就中、職業安定所舎の建設及び職員資質の向上をはかつての人事交流等による格差是正又は拡充計画が緊要である。
- 3 公共施設等の整備の項に次のものを含めたい。
公共職業安定所舎、労働基準監督署舎、勤労会館、勤労青少年ホーム、働く婦人の家

(文教局)

I 基本方針に対する総括的意見

昭和44年度から46年度までの三ヶ年計画については、原則的に適当であるが「一体化三ヶ年大綱」の各項目を検討した結果、その実施については、その時期を変更した方がよいと考えられる項目もある。

II 「一体化三ヶ年計画大綱」について

(教育)

1 制度面における一体化

(1) 教育区制度を廃止し、市町村に教育委員会制度を創設する。

(第3年度) 教育区を廃止して本土並みの市町村教育委員会に改組することについては、沖縄の特殊事情にかんがみ、その時期は復帰の時点とする。

(2) 教育公務員に関する身分取扱い及び共済に関する制度を本土制度の例により創設ないし整一化する。(第3年度)

ア 教育公務員に関する身分取扱いに関する制度の整備については過去に世論の統一がなされず、法案審議の期間において大きな社会的混乱が生じたことがあり、この三年計画に含めることは望ましくない。

イ 公立学校職員共済組合法については、1968年に本土並みに立法され実質的に一体化している点から本土の県支部への移行が望ましい。また私立学校職員の共済制度についてもその職員数の点から三年計画により本土の私立学校共済組合と直結する措置が望ましい。

(3) 育英会、私立学校振興会等教育関係団体の全国組織への参加ないし支部化を遂次実施する。

ア 私立学校振興会の本土支部化は早急に望ましい。

イ 育英会、学校給食会、学校安全会の本土支部化は復帰時点に実施する必要があるが、育英会の育英事業の本土と同一化による問題点として、国費自費制度があげれる。国費自費制度については、復帰時点までは現在の制度を維持し復帰後年次計画により国費制度を県費奨学生制度に切りかえていくことが望ましい。

(行財政)

18 資格試験及び免許資格の一体化措置を講ずる。(初年度)

教員免許状その他の免許状の一体化措置はできるだけ早く講ずる必要がある。

(公共施設等の整備)

1 法令等により整備基準が示されているものについて当該基準

によつて整備を図るもの。

(1) 学校施設設備

(2) 高等学校設備では

本土水準に到達できるような三年計画による本土政府の財政的措置が必要である。

(3) 琉球大学施設設備では復帰時点で国立大学に移管できるよう三年計画も含めて本土の大学設置基準に高めるべく本土政府の財政的措置が必要である。

2 類似県における同種施設の整備水準に達するよう整備を図るもの

(4) 青年の家 ユースホステル等宿泊施設のほかに公民館・視聴覚ライブラリー、図書館、博物館、美術館などの社会教育基本施設を加え、それらの増設および既設施設の整備充実を図るための本土政府の財政的措置が必要である。

(5) 私立学校施設設備品 大学、高校等について復帰時点までに類似県の各相当水準まで高めるよう本土政府の助成が必要である。

3 沖縄の社会経済的事情の特殊性に応じ、個別の整備計画を策定し当該計画に基づき整備を図るもの

(1) 高等学校の施設整備については沖縄の財政力を考慮して格

差是正という観点から進学率を本土並みに高めるための高校

増設並びに既設校の整備充実、さらに産業技術学校の高校への移行に伴う施設設備の整備に必要な財政措置を三年計画も含めて復帰時点までに本土政府で考慮する必要がある。

(2) 幼稚園

就園率を引き上げるための園舎の増設並びに既設園の整備充実のための三年計画による財政措置を本土政府で考慮する必要がある。

なお、施設設備等の整備のための三年計画による財政措置については、特に沖縄の財政力を考慮され援助率を引き上げる配慮を必要とする。

(警察局)

I. 制度面における一体化

- 1 警察法を民立法として制定する。(初年度)
- 2 警察関係法規を本土制度に準ずるため次の区分によつて整備する。

道路交通法

- (1) 免許の仮停止制度と大型免許の受験資格等について(初年度)
- (2) 反則金制度等について(第2年度)
- (3) 通行方法の特例措置について(施政権返還時)

銃砲刀剣類取締法

- (1) 所持許可の基準等について(初年度)
- (2) 所持許可の更新制度について(第2年度)

風俗営業等取締法

個室付浴場等の場所的制限及び営業停止について(第2年度)

3 資格試験及び免許資格の一体化措置

危険物取扱及び火薬類取扱免許について(初年度)

4 消防及び救急業務制度

- (1) 消防業務を警察局から他の機関への移管

(第2年度～第3年度)

- (2) 救急業務の消防機関(市町村)への移管

(第2年度～第3年度)

II. 公共施設等の整備

1 警察の施設装備

次の施設装備について初年度から第3年度までに整備する。

- (1) 警察署庁舎、警察官待機宿所、警察公舎

- (2) 警察通信施設

- (3) 警察車両

- (4) 犯罪鑑識、捜査、警備等の装備

2 消防施設

消防機械、防火水槽等について初年度から第3年度までに整備する。

III. その他

1 捜査体制

捜査権、逮捕権の拡大と日疏間の捜査共助について

2 警察職員の教養強化

実務研修等の強化及び会議研究会等への参加実現について

本土・沖縄一体化三ヶ年計画大綱

昭和44年4月 総理府

一体化三ヶ年計画策定の趣旨

(1) 昭和42年11月の日米共同声明において明らかにされた「沖縄の施政権を日本に返還するとの方針のもとに沖縄の地位について日米両国が共同かつ継続的に検討を行なうこと、また、沖縄の本土復帰に備えて、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進めるための措置がとられるべきである。」との日米両国政府の合意に基づき、政府は昭和43年11月次の閣議決定を行なつた。

日本本土と沖縄との一体化に関する基本方針について

昭和43年11月5日 閣議決定

- 一 沖縄の本土復帰に備え、本土と沖縄との一体化は明年度以降おおむね3ヶ年で完了するものとする。
- 二 一体化の対象としては、特に教育、社会福祉、産業基盤の整備、市町村行財政等に重点を置くものとする。
- 三 明年度の対沖縄援助費は、一体化推進の線にそつて拡充するものとする。

四 本土、沖縄の一体化施策の推進に当つては、予想される沖

縄経済の急激な変動をさけるため、必要な暫定措置を検討する。

五 沖縄住民の有する戦前の日本郵便貯金等に関する債権については、可及的すみやかに、その解決を図るものとする。

(2) 総理府においては、沖縄と本土との一体化施策をこの一体化に関する基本方針に則り、新たに沖縄の本土復帰という具体的目標のもとに、復帰の際の摩擦を最小限にするという目的で策定推進することとし、従つて今後における一体化施策は、住民福祉の増進のための援助という見地からのみの施策ではなく、社会的、経済的、諸分野にわたり総合的かつ計画的なものでなければならず、また同時にそれが実施により沖縄の本土復帰を円滑かつ着実にとりすすめることができるものでなければならない。

(3) 一体化計画は、

ア 沖縄住民の生活及び産業活動等に係る諸制度の本土におけるそれらとの整一化ないし同一化方策

イ 公共施設、社会福祉及び産業基盤施設の整備水準を本土並みに引上げるための方策〔格差是正〕

ウ 沖縄における経済を本土経済の一環として安定成長させるための方策として昭和44年度から46年度までの3ヶ年で実施すべき施策を次に掲げる大綱に基づき具体的に策定する。
父字がある。

秘

本土・沖縄一体化三ヶ年計画大綱

昭和44年4月 総理府

一体化三ヶ年計画策定の趣旨

一体化三ヶ年計画大綱

一 制度面における一体化

1. 教 育
2. 社会保障
3. 産業経済
4. 労 働
5. 公益事業
6. 行財政（行財政一般、法務、警察、消防）

二 公共施設等の整備

1. 法令基準等による整備
2. 類似県並整備
3. 特定整備計画の策定による整備

三 経済の振興

前文の(4), (5)

(4) 沖縄の社会経済上の諸条件及び米
国施政権の内得
軍基地の存在にかんがみ、この計画期間

中に計画的にその実現を図ることが不
適当なし困難なものをおおむね次の
とおりであるが、これらについても今後
における社会経済事情の変化に対応

し、または米国政府との外交接衝によ
り、本土におけるこれら制度に比準しつつ
その実情の把握に努め
(できる限り早期かつ円滑にこれらの改
善措置若しくは統合準備措置を検討するものとする。

ア、沖縄の社会経済上の見地によるもの

総理府

(1) 農地制度

(1) 食糧管理制度

(2) 沖縄の物品税、消費税等特殊租 税制度

(3) 国費・自費留学制度

(4) 保健所業務に結核診療業務を含 める制度

(5) 医介輔、歯科介輔制度

(6) 法曹資格制度

(7) 市町村教育区制度

(8) 教育公務員の身分取扱制度

(9) 総業關係制度

(10) 航空關係制度

総理府

(3) 郵便貯金關係制度
(4) 電波監理制度
(5) 簡易生命保險制度

(6) 貿易管理

(7) 通貨管理

1. 米軍基地の存在によるもの

(8) 刑事裁判制度

(9) 裁判移送命令制度

(10) 警察逮捕権

(11) 高等弁務官の民立法拒否権

(12) 高等弁務官の琉球公務員罷免権

(13) 軍労務者の労働關係制度

(14) 集成刑法

總理府

3

(1) 示威行進等の規制

(2) 米軍による損害賠償制度

(3) 軍道、港湾、空港管理（軍管理部分のみ）

(4) 河川管理

(5) 上水道管理

(6) 電力管理

(7) 土地收用

(8) 電気通信管理

(9) 航空、航海管理

(10) 出入城管理

總理府

4

(5) 施政权返還時における措置すべき事項

一体化3ヶ年計画には含まれないが、施政
权返還時における措置すべき事項は次の
とおり考えられるので、この計画期間中に
おいてこれら立法措置等について適切な
検討準備を行なう、その方針を期する
ものとする。

ア 前項アに掲げた制度の本土制度への
切替に当つての一定期間の特例措置ま
たは経過措置

イ (前項イに掲げた事項について) 安保条約
に基く地位協定を適用するに当つての

総理府

所要措置

六、沖縄振興開発法の制定

(ア) 振興開発基本計画の策定

(イ) 振興開発推進機構の創設

(ウ) 財政上の特例措置

七、沖縄振興開発を専管する行政機構の

設置(中央、沖縄)

八、地方公共団体の設置、廢止

(ア) 沖縄県の設置

(イ) 市町村の設置

(ウ) 教育区の消滅

九、選舉により選ばれる公務員の地位

総理府

(ア) 国會議員（国政参加による代表）

(イ) 県知事及び県議会議員

(ウ) 市町村長及び市町村議会議員

キ 琉球政府の行なった行政行為の効力

(エ) 許可等の効力

(オ) その他の行政処分（資格免許、登記登録）

7. 審判所の行なった判決、刑罰の効力

(ア) 民事訴訟

(イ) 刑事訴訟

(ウ) 行政訴訟

ア. 職員の身分引継ぎ

総理府

7

(ア) 国政事務に従事する職員

(イ) 県政事務に従事する職員

(ウ) 市町村事務に従事する職員

の身分引継ぎ伴なう任用、補助、服務

規律、給与、恩給、退職手当、共済制度の適用

コ. 国県有財産の引継

(サ) 米国資産の引継

青川淳

余観コメント

1. コト云々「引継」ヒ サトヒ「引継」ヒは法的性質を異にする。前者は現在米側が管理しているものを日本側に引き受けたものである。在米返還協定第3条第4項に「返還」がある。後者の実体がどうなつたまゝかは今後の問題であるが、いずれにせよ「返還」とは別の問題である。今回、サトヒ削除化の場合には、本件ハーバードでは現同。危険は消滅するべく今後とも誤解の因とならぬよう注意すべきものと考える。

2. 国県有財産及び米国資産の範囲は必ずしも明確ではない。例えで 在米返還協定第3条第4項の「琉球政府の財産」

コトヒサトヒ

(P.T.O.)

(前頁物、系規コメント 続き)

（本ページに記載の事項は属するもの）
は、~~ビニール袋~~観念されていゝのか、~~或は~~、土とひとく国庫有財産とは
ないか、米國が施政の必要上、公共目的にあり奉る財産（例
（~~或は~~國有財産であつて建物を除いて行政目的に使用している場合）
~~或は）私有地を公用又は委託して道路にしてある場合~~）こと
う觀念する本章が不明である。これら種々の財産の区分け
と種類別の処理方法も施政権返還に備えて検討を要
する内容である。

する必要がある。

(4) 本土と沖縄との一体化は、もとより政治、経済、社会のすべて分野にわたる問題であり、この大綱においても原則としてこれらを総合的に対象とすることとした。しかし、沖縄の施政権が米国にあるという現実にかんがみ、日米両国間の高度の政治的、外交的課題たる性格をもつものについては、己の大綱では対象としていかない。

一体化三ヶ年計画大綱

一 制度面における一体化

1 教育

教育制度においては、教育基本法、学校教育法をはじめおおむね一体化されているのであるが、なお次の主要な諸点について実現する必要がある。

- (1) 教育区制度を廃止し、市町村に教育委員会制度を創設する。(第3年度)
- (2) 教育公務員に関する身分取扱い及び共済に関する制度を本土制度の例により創設ないし整一化する。(第3年度)
- (3) 育英会、私立学校振興会等教育関係団体の全国組織への参加ないし支部化を遂次実施する。

2 社会保障

社会福祉、社会保険、医療諸制度において、まだ一体化が十分でない次の主要な諸点について実施する必要がある。

- (1) 母子保健制度を本土の例により創設する。(初年度)
- (2) 精神薄弱者福祉制度を本土制度の例により創設する。
(初年度)
- (3) 婦人保護制度を本土制度の例により創設する。(初年度)

- (4) 民生委員制度を本土制度の例により創設する。
(第2年度)
- (5) 社会福祉関係機関及び団体等の全国組織への参加なし
し支部化を逐次実施する。
- (6) 医療保険制度の整備
- ア 被用者保険制度を本土の被用者保険に係る諸制度に
準じて整備する。
- イ 地域保険制度を本土の国民健康保険制度に準じて初
年度に創設し、第2年度以降逐次実施する。
- (7) 厚生年金制度、拠出制国民年金制度を初年度から施行
し、第2年度から給付を開始する。
- (8) 年金制度間の通算制度（沖縄内の通算及び本土・沖縄
間の通算）を本土における通算制度の整備に即応しながら
創設する。
- (9) 結核予防法、精神衛生法を本土法に準じ逐次整備する。
- (10) 原爆被爆者保護制度を本土と整一化する。（初年度）
- (11) 保健所業務を逐次拡大する（初年度）
- (12) 本土・沖縄間の検疫制度を逐次簡略化する。

3 産業経済

産業経済に関する制度においては、本土と異なる制度が
かなり存在するが、これら特殊制度の改廃は住民の生活・
産業活動に対する影響が大きいので、短期間ににおける改革
を基本的には避けるものとし、本大綱三に述べる経済の振
興に関する施策の実効を勘案しながら一体化を図るものと
し、当面は次の諸点について実施するものとする。

- (1) 漁船損害補償制度を本土制度に準じ整備する。
- (2) 沖縄産品の規格を「日本農林規格」「日本工業規格」
と整一化する。（第2年度）
- (3) 肥料、農薬及び飼料の管理制度を本土制度と整一化
する。（初年度）
- (4) 本土・沖縄間の動物検疫制度を簡略化する。
(初年度)
- (5) 商工会議所及び中小企業関係団体に係る制度を本土
制度に準じて逐次整備する。
- (6) 産業関係機関及び団体等の全国組織への参加なし
し支部化を逐次実施する。

4 労 勤

- (1) 労使関係制度を本土制度に準じて整備する。（第2年度）
- (2) 労働条件に係る制度を本土制度に準じ逐次創設もしく

け整備する。

- (3) 身体障害者雇用制度を本土制度の例により創設する。
（初年度）
- (4) 職業訓練制度を本土制度に準じて整備する。（年度）
- (5) 技能検定制度を本土制度の例により創設する。（初年度）
- (6) 失業保険関係諸制度を本土の諸制度に準じて逐次創設しないし整備する。
- (7) 労災保険制度を本土制度に準じて整備する。（第2年度）
- (8) 軍雇用関係離職者に対する特別措置制度を本土制度に準じて創設する。（初年度）

5 公益事業（運輸、通信）

- (1) 本土及び沖縄の水先制度について沖縄船舶及び本土船舶を同一扱いとする。（初年度）
- (2) 自動車登録、低当制度及び自動車損害賠償保障制度を本土制度に準じて整備する。（初年度）
- (3) 観光ホテル、旅行あつせん制度を本土制度に準じて整備する。（初年度）
- (4) 郵便物種類体係制度等を本土制度と整一化する。

（初年度）

6 行財政（行財政一般、法務、警察、消防）

- (1) 琉球政府及び市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとする。
- (2) 琉球政府の行政組織、財政管理等を国県事務に応じて区分管理するものとする。（第2年度）
- (3) 市町村行財政制度を本土制度に準じて逐次整備する。
- (4) 公務員制度を本土公務員制度に準じて逐次整備する（共済制度（医療給付を除く。）の整備、市町村公務員法の創設等）。
- (5) 会計年度を本土の会計年度と同一にする。（第2年度）
- (6) 租税制度を本土制度に準じて逐次整備する。
- (7) 財務会計制度を本土制度と整一化する。
- (8) 本土政府の財政援助を一体化措置の実施に対応して合理化する。
- (9) 戸籍、住民登録、登記の各制度を本土のそれと整一化する（転籍許可制度の廃止、住民基本台帳法の制定等）。（第2年度）
- (10) 私法法制一般における一体化措置を審議促進する機関として法制審議会を設置する。（初年度）
- (11) 警察法を民立法として制定する。（初年度）

三、公共施設等の整備

1 法令等により整備基準が示されているものについて当

該基準によつて整備を図るもの

- (1) 学校施設備品
- (2) 高等学校設備
- (3) 琉球大学施設設備
- (4) 海員学校の施設備品

- (5) 航路標識
- (6) 気象観測施設
- (7) 郵便局舎
- (8) 警察、施設設備
- (9) 消防施設設備

2 類似県における同種施設の整備水準に達するよう整備

を図るもの

- (1) 生活保護施設、社会福祉職員の配置
- (2) 児童福祉施設、福祉職員の配置
- (3) 老人福祉施設
- (4) 身体障害者福祉施設
- (5) 精神薄弱者保護施設
- (6) 母子健康センター
- (7) 婦人保護施設
- (8) 保健所
- (9) 環境衛生施設
- (10) 検疫施設
- (11) 総合職業訓練所（初年度）、公共職業訓練所
- (12) 身体障害者職業訓練所
- (13) 道路の改良舗装

(12) 消防、防災救急制度を本土制度に準じて整備する。(

(第2年度)

(13) 警察関係法規を本土制度に準じて整備する。(初年度)

(14) 公害対策関係制度を本土の関係制度に準じて逐次整備する。

(15) 指定統計等重要統計を本土と同一の基準で実施する。

(初年度より)

(16) 土地収用法、都市計画法を本土法に準じて整備する。

(第2年度)

(17) 土地区画整理法を本土制度の例により創設する。

(初年度)

(18) 資格試験及び免許資格の一体化措置を講ずる。(第2年度)

上記制度面の一体化に対する逐次実施を要すと認められる事項、
市町村(ノルマリ)である。

以上に掲げた事項のうち、本土制度との

結合をはかる施策については、当該施策

の性格に応じて結合方式について日本規

諸同委員会の討議に提起すべきものと

ある。

(5) 航路標識

(6) 気象観測施設

(7) 郵便局舎

(8) 警察、施設設備

(9) 消防施設設備

2. 類似県における同種施設の整備水準に達するよう整備

を図るもの

(1) 生活保護施設、社会福祉職員の配置

(2) 児童福祉施設、福祉職員の配置

(3) 老人福祉施設

(4) 身体障害者福祉施設

(5) 精神薄弱者保護施設

(6) 母子健康センター

(7) 婦人保護施設

(8) 保健所

(9) 環境衛生施設

(10) 検疫施設

(11) 総合職業訓練所(初年度)、公共職業訓練所

(12) 身体障害者職業訓練所

(13) 道路の改良舗装

(14) 公害対策関係制度を本土の関係制度に準じて逐次整備する。

(15) 指定統計等重要統計を本土と同一の基準で実施する。

(初年度より)

(16) 土地収用法、都市計画法を本土法に準じて整備する。

(第2年度)

(17) 土地区画整理法を本土制度の例により創設する。

(初年度)

(18) 資格試験及び免許資格の一体化措置を講ずる。(初年度)

ク 上記制度面の一体化に対応し、逐次廃止を要すと認められる布告、
布令等は(次のとおりである)
(1)～(3) (廃除)

以上に掲げた事項のうち、本土制度との結合をはかる施策については、当該施策の性格に応じ結合方式12つにて日米諮詢委員会の討議に提起すべきものとする。

總理府

(8) 警察、施設設備

(9) 消防施設設備

2. 類似県における同種施設の整備水準に達するよう整備を図るもの

(1) 生活保護施設、社会福祉職員の配置

(2) 児童福祉施設、福祉職員の配置

(3) 老人福祉施設

(4) 身体障害者福祉施設

(5) 精神薄弱者保護施設

(6) 母子健康センター

(7) 婦人保護施設

(8) 保健所

(9) 環境衛生施設

(10) 検疫施設

(11) 総合職業訓練所(初年度)、公共職業訓練所

(12) 身体障害者職業訓練所

(13) 道路の改良舗装

- (14) 産業開発青年訓練所
- (15) 試験研究機関及び関係施設、改良普及員等の配置
- (16) 公務員研修施設
- (17) 国民宿舎、青年の家、ユースホステル等宿泊施設
- (18) 私立学校施設備品
- (19) 各種技術者、技能者養成施設

3 沖縄の社会経済の事情の特殊性に応じ、個別の整備計画を策定し（本土政府の指導援助による）当該計画に基づき整備を図るもの

- (1) 高等学校
- (2) 幼稚園
- (3) 保育所
- (4) 病院、診療所
- (5) 道路新設
- (6) 河川、海岸保全施設
- (7) 港湾、漁港
- (8) 空港
- (9) 土地改良等農業基盤
- (10) 畜産振興基盤施設
- (11) 造林、林道
- (12) 都市計画、築路、下水道都市計画事業

- (13) 公園
- (14) 住宅
- (15) 観光施設
- (16) 水資源、電力の開発
- (17) 離島振興

三 経済の振興

- 1 沖縄経済は、その交易関係にも端的にからわれている如く本土経済と切り離しては考えられない。従つて沖縄経済の発展を図るため本土政府は琉球政府に協力し、沖縄経済を日本経済の一環として位置づけ、そのるべき姿と果すべき役割に関し基本的方向とそのための具体的な施策の検討を行なう。
- 2 基地依存型経済から自立型経済への移行に当たり沖縄がもつ日本の最南端、アジア諸国の中核に位置し、亜熱帯地帯であり、良港・干拓の適地に富み、さらに比較的余剰労働力を有すること等の産業立地上の諸特徴を最大限に活用した産業開発を進める。また、既存産業の体质強化については、現在手厚い保護措置によつて成り立つてゐる沖縄の産業を国際競争力のある産業へと発展させ、若しくは本土産業体制の中での安定的地位をえさせるため、産業自体に

おける積極的な合理化対策を助長するとともに、本土政府においても既存産業の急激な変動をさけつつその合理化を円滑に達成しうるよう復帰後の一定期間内における必要な暫定措置につき検討を行なうものとする。

- 3 当面の経済振興方策としてこの項で述べた産業基盤の整備促進と相まち次の施策を推進する。
- (1) 農業の生産性の向上、畜産業、漁業、林業の振興を図る。
 - (2) 糖業及びバイン産業の合理化を推進する。
 - (3) 天然ガス及び尖閣列島の石油資源開発を推進する。
 - (4) 工業立地調査を実施し工業開発の可能性を適確に把握するとともに有効な先導産業の立地を目標とする。
 - (5) 中小企業の近代化、共同化を図る。
 - (6) 観光の振興を図る。
 - (7) 海運業の振興を図る。
 - (8) 産業資金需要に対し財政投融資を中心とした金融の充実強化を図るとともに特に1、2の資金需要に対処するため本土米の壳渡代金を原資とする開発資金を創設する。
 - (9) バイロット訓練飛行場の沖縄誘致を図る。

アメリカ局
 20日 法規課長 参事官
 青紙8枚
 コメントあり。
 条約課長
 北米第一課長
 4月18日
 一体化三千計画に付する、整理行某
 44.6.18.米北-1(7/7)

1. 18日、及川統路課長より、佐藤は別代
 青叶部分を送付。越後・別代全体を別代
 物12. 19日、沖縄内題等懇親会小
 委員会に整理行某と12示し、その意図を
 沖縄3定にて、~~内~~^右内容にて
 当方の意図及び、~~内~~^左意図、旨述べた。
 (4月20)

2. 陳述方の述べたと23次に通じ。
 (1) 今回の青叶部分の追加付、色紙文の
 三次、統路長官訪沖、陳述文(1: 三千
 計画大綱(別代部分))に付す

日本政府事務行等の意見等を加味し、
 従来の三千計画に、米国の施政権を

GA 6 外務省 1294

2 前提と1方手-213との冲縄内地等の本件手
 元の付と~~付~~の差(2)は12(1: 4月7日)

(2) 本件一体化計画修正案の今後の扱いは、
 三中間小委員会、感想等考慮し、(1)政府
 (19日)

全体の計画と12(南西)決定以付30.(1)總
 理行某の意と付の検討を決定され、
 (計画)
 内容を含め
 4段階で、~~右~~付の、~~左~~付は付添(添付)。

3. 番号
 今回の追加部分は1: 213。今後の追加付
 等の追加付、~~付~~の付付は付付すへと矢印で合
 はるとの通り。

23. 依り、總理行某と127-3. 二つ後付2. 沖縄
 小委員会に文書を手交する付添(添付)の

2. と(1)の付付、總理行某と(1)青叶部分の沖縄
 小委員会付3付の付付は12(1)付付すへと申入付
 申付。 (2)別代の青叶部分付1: 12-3-2書付
 付付の修正を取扱う付1: 12-3-2書付

GA 6 外務省

極秘

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

本土・沖縄一体化三年計画大綱

88.6.16
米北一

83.11回覽に供した特連局作成の本件計画
大綱及84.6月14日付讀賣新聞朝刊に報じ

1=沖縄事務所長意見書申込用、讀賣報
道の根據となりた沖縄事務所長意見書、特連

局別第1部入手した、2.10参考まで回覽
します。

追記2.別添意見書は單に項目を列挙したもの止
り、報せられることなく米國の施政権と併存

越えて施政権の行使を請うる要件の箇等、岸井所長
の意見は記載されてないが、項目の中には

米國、施政権の被負担の裁判管轄権、土地割税
等が挙げられてゐる。10参考まで、専手作

GA 6

1283
外務省
1945年6月16日

讀賣新聞(朝刊)

44. 6. 14

一体化に人権問題を 沖縄・岸事務所長が強い提言

裁判管轄権広げよ



岸事務所長

岸事務所長の見解の中で、①裁判管轄権の拡大、②米軍人、軍属の犯罪に対する訴追権の強化、③民政府の施政権の強化、④地盤開拓とかねわらぬもののは止る、⑤米政府の施政権下における水道、電力関係の計画の実現、⑥政府の急務⑦農地開拓、租税制、⑧公債の返済などがあげられる。

これらのうち、①裁判管轄権の拡大は、施政権運営上、本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。②一体化政策は、沖縄が固かれ、政治が拡大したのは、政局の一体化が進めたからである。そのため、施政権運営上で、アメリカの施政権運営上、本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。③民政府の施政権の強化は、沖縄が固かれ、政治が拡大したのは、政局の一體化が進めたからである。そのため、施政権運営上で、アメリカの施政権運営上、本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。④地盤開拓とかねわらぬものは、施政権運営上、本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。⑤米政府の施政権下における水道、電力関係の計画の実現は、沖縄が固かれ、政治が拡大したのは、政局の一體化が進めたからである。そのため、施政権運営上で、アメリカの施政権運営上、本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。⑥政府の急務⑦農地開拓、租税制、⑧公債の返済などがあげられるべき政策の中には、この点の制約が急ぐ本手と沖縄の統治の根本を離れてはならない。そのため、外交ルートを通じて解消する以外にならない。

総理府、扱いに苦慮

岸事務所長の見解に、人権問題が取り扱われることによる、総理府の扱いに苦慮している。

総理府は、

総理府は、